

初診・再診時「選定療養費」のお知らせ

従来より、時間内において紹介状をお持ちでない場合は、診療費とは別に「選定療養費」をご負担いただいております。

令和元年5月1日より、**時間外・休日においても紹介状をお持ちでない場合は、診療費とは別に「選定療養費」をご負担いただくこととなりました。**

【初診時】

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した患者さんについては、初診に係る費用として**5,500円（医科）、3,300円（歯科）**を徴収させていただきます。ただし、**救急車等緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではありません。**また、当院は完全予約制をとっている診療科もあることから、当日受診できない又は近隣の保険医療機関等の受診を勧めさせて頂く場合がありますので、ご了承願います。

◎初診として扱われる場合

- ・ 当院を初めて受診する場合
- ・ 以前受診したことはあるが、すでに病気が治癒している場合
- ・ 最終来院日から3ヶ月以上来院が無かった場合 等

【再診時】

病状が安定し他の保険医療機関等への紹介を受けた後に、他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院を受診した患者さんについては、再診に係る費用として**2,750円（医科）、1,650円（歯科）**を徴収させていただきます。ただし、**救急車等緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではありません。**

※次の場合は「選定療養費」のご負担はありません。

- ・ 当院の他の診療科を受診している場合
- ・ 医科と歯科との間で院内紹介された場合
- ・ 当院の治験協力者の場合
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- ・ その他、当院が直接受診する必要性を認めた場合
- ・ 各種公費負担制度の対象となっている場合
- ・ 外来受診からそのまま入院になった場合
- ・ 災害により被害を受けた場合

「選定療養費」とは「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は特定機能病院や一般病床400床以上の地域医療支援病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進目的で、厚生労働省により制定された制度です。

当院は一般病床400床以上の地域医療支援病院となります。受診を希望される場合は、他の保険医療機関等からの紹介状を持参して頂くことを原則としています。

以上、ご理解とご協力をお願いいたします。
ご不明な点はスタッフまでお問い合わせください。

令和元年10月1日

仙台医療センター院長